

長廃対第246号
平成28年6月24日

長崎市介護支援専門員連絡協議会 御中

長崎市長 田上 富久
(公印省略)

在宅医療を利用している患者様等に対する在宅医療に伴う
医療系廃棄物の処理方法の周知について（依頼）

梅雨の候、貴台におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、長崎市の環境行政に対しまして、平素からご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成28年7月から、長崎市の家庭ごみの分別の一部が変わり、「燃やせないごみ」の一部（プラスチック製品・ゴム製品・革製品）が「燃やせるごみ」となります。

注射針等の鋭利なもの以外の在宅医療に伴う医療系廃棄物（チューブ・カテーテル類、点滴バッグ、腹膜透析バッグ等）については、家庭ごみとして出していただくこととなり、ほとんどのものは性状的にプラスチック製品に該当するものと思われませんが、「燃やせるごみ」として出されて間違って注射針等が混入された場合に、作業員の針刺し事故や感染事故につながる危険性がありますので、市としましては、これまでどおり「燃やせないごみ」として出していただきたいと考えております。

つきましては、ご多忙中のところ誠にとおそれいますが、貴団体に加入しておられます医療機関等に対しまして、別添チラシを配布のうえ掲示していただき、在宅医療を利用している患者様等に対する在宅医療に伴う医療系廃棄物の処理方法について周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

今後とも、長崎市の環境美化、ごみの減量、分別について、ご理解、ご協力をいただきますようよろしく願いいたします。

担当者 廃棄物対策課リサイクル係
秋本・杉本・岩永
TEL 829-1159

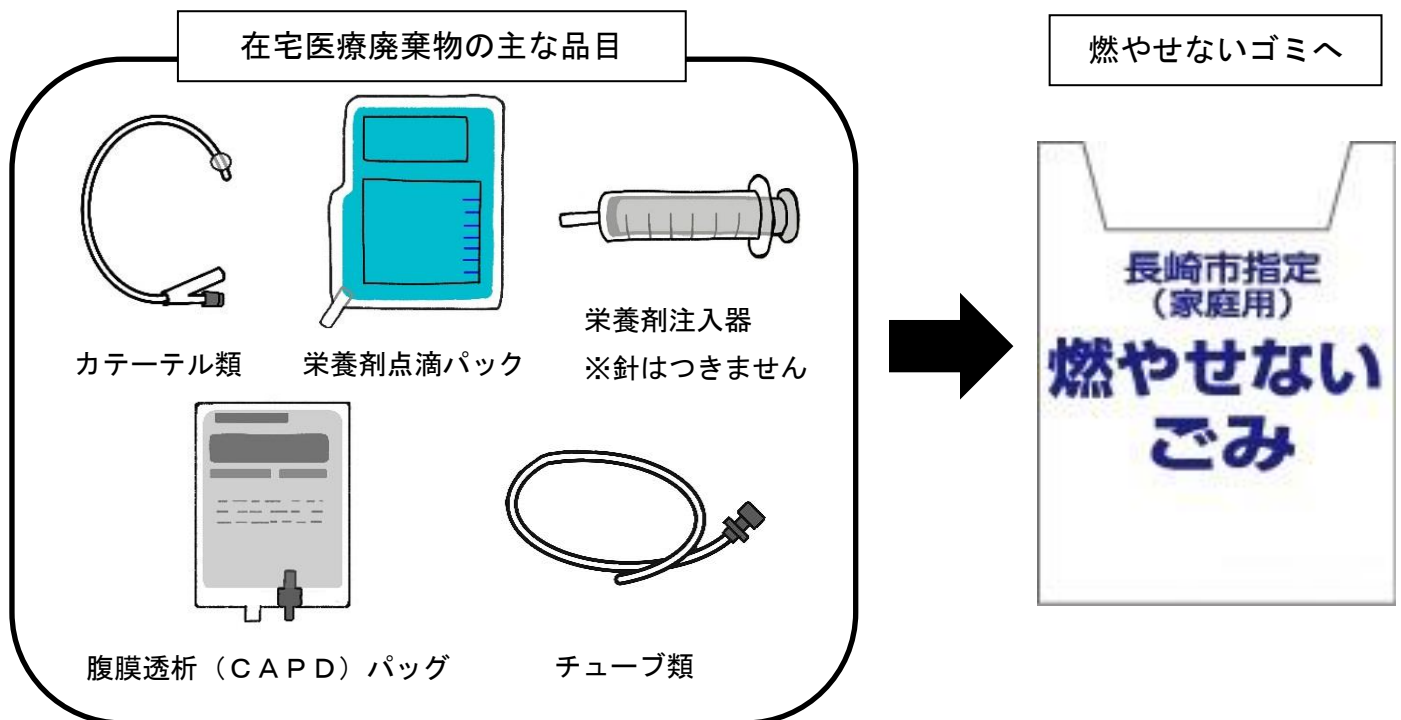
～長崎市内で在宅医療をご利用されている方やご家族の皆様へ～


在宅医療廃棄物の出し方について

長崎市介護支援専門員連絡協議会

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物のうち下記に記載しているものについては、長崎市環境部から、「燃やせないごみ」として出していただきたいとの申し入れがありました。

市からの申し入れを受け、皆様に周知いたしますので、在宅医療をご利用されている方とご家族の皆様におかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



※注意  プラマークが付いているものであっても、「燃やせないごみ」として出してください。

〈お問い合わせ先〉

長崎市環境部廃棄物対策課 TEL 095-829-1159 (直通)